# システム行動学研究会 会則

代表:納富祐典(東京大学)

副代表:山ノ内勇斗(名古屋大学)

施行:2024年11月21日 改定:2025年 3月25日

### 第1章総則

● 第1.1条 名称

本会は、システム行動学研究会(英語名称:The Society of Systems Ethology)という.

● 第1.2条 設立年月日

本会は山ノ内勇斗、納富祐典によって提案された、本会の設立年月日は、2024年11月21日とする、

● 第1.3条 規約施行日

本会則は、2024年11月21日より施行する.

● 第1.4条 目的

本会は,動物行動を一つのシステムとして理解するという大きな目標のもと,システム行動学および関連分野の学術研究を振興し、広範な生命現象の理解をはかることを目的とする。

● 第1.5条 事業

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う.

- 1. 学術講演会,研究会等の開催(参加者はシステム行動学研究会の構成員に限らない).
- 2. その他前条の目的達成のための必要な事業.
- 第1.6条 所在地

事務局は本会代表幹事の指定する場所に置く.事務局の所在地は、本会の所在地と同一とする.

現事務局:〒153-8902 東京都 目黒区 駒場 3-8-1 3号館3階 東京大学大学院 総合文化研究科 広域科学専攻 広域 システム科学系 土畑研究室

### 第2章構成員

● 第2.1条 種類

本会の会員は、本会が定めるメーリングリストにて登録されているメンバーとする. 年齢は特に制限しない.

● 第2.2条 入会

入会を希望する者は、本会役員の定めるメーリングリストへの登録を要請し、代表の承認を受けるものとする。

● 第2.3条 退会

会員が死亡したとき、メーリングリストへの登録を解除したとき、または本会役員により退会処置が行われたときに資格を失う。

### 第3章役員

● 第3.1条 役職

本会に本会構成員からなる次の役職を置く.

代表:代表は本会を代表する、必ず1名を任命する。

副代表:代表を補佐するとともに、緊急時には一時的に代表として機能する.

会計:本会の会計を担当する.

#### ● 第3.2条 役員組織

役職を有する本会構成員を役員と定める.

各役職の任期は原則2年を1会期とし、本会構成員は本会において同じ役職を連続して3期務めることはできない。 代表幹事以外の役職は原則1名以下とし、候補者のいない役職が生じた場合、当該業務を他の役員が引き受けるものとする

さらに、候補者のいない役職がある場合には会期の途中で当該役職を担当する役員を追加することを可能とし、 会期は変更しない.

● 第3.3条 役職の退任・引継ぎ

役職の退任は任期満了, および代表の提案に際して行われる.

役員は退任に先立ち、役員会においてすみやかに役職の選定を行い、各自は可能な限り業務内容を引き継がなければならない。

### 第4章会議

● 第4.1条 種類

会議は総会および役員会に分ける.

会議を設ける際、代表は役員全員にこれを通知しなければならない、

原則、役員をもって構成するが、役員退任に先立った役職の選定時においてはこの限りではない。

● 第4.2条 総会の種類

定期総会と臨時総会に分け、代表が召集する.

定期総会は原則毎年開催されるシステム行動学研究会大会において、年に1度開催する。

ただし、システム行動学研究会大会が開催されない場合、任意の機会に年に1度開催する.

臨時総会は代表が必要と認めたとき、および会員の1/3以上から請求があったときに開催しなければならない。

● 第4.3条 総会の性格・議決

総会は本会の議決機関である.

総会の議決は出席者の過半数をもって決し、 賛否同数の場合は議長(代表)の決するところによる.

● 第4.4条 役員会

代表が必要と認めたときに開催し、代表を中心に会務を運営する.

### 第5章会計

● 第5.1条 会計年度

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる.

● 第5.2条 収入

本会の経費は研究会大会参加費, およびその他の収入をもって充てる.

● 第5.3条 監査

会計監査は会計がまとめた資料に対して、役員全員によって行う.

ただし、会計役員が定められていない場合は副代表が監査のための資料をまとめる.

## 第6章 会則の変更

● 第 6.1 条

本会則を変更するには、役員2人以上の賛成を得た改正案につきこれを総会で審議し、決議を得なければならない。 ただし、役員が1人の場合、本会会員全員に改正案を示し、30日以内に会員の過半数の反対がなければ本会則を変更 することができるものとする。